

法務委員会議録 第五号

昭和五十六年十月二十八日(水曜日)
午前十時十七分開議

出席委員
委員長 高鳥 修君

理事 青木 正久君

理事 稲葉 誠一君

理事 錢治 清君

理事 井出一太郎君

理事 太田 誠一君

理事 細谷 茂君

理事 北村 義和君

理事 近藤 鉄雄君

理事 白川 勝彦君

理事 野上 徹君

理事 渡辺 秀央君

理事 沖本 泰幸君

理事 林 百郎君

法務大臣 奥野 誠亮君

出席政府委員 法務大臣官房長官 佐野 嘉吉君

出席政府委員 法務政務次官 法務省民事局長 中島 一郎君

出席政府委員 法務政務次官 法務省刑事局長 前田 宏君

出席政府委員 法務省入国管理局 局長 大鷹 弘君

出席委員 法務省民事局第 田中 康久君

委員外の出席者 議官 法務大臣官房書記官

委員外の出席者 法務省民事局第 田中 康久君

委員外の出席者 法務省民事局第 田中 康久君

委員外の出席者 法務省民事局第 田中 康久君

委員外の出席者 法務省民事局第 田中 康久君

本日の会議に付した案件
供託法の一部を改正する法律案(内閣提出第二
号)
外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出第二
号)

法務委員会調査 清水 達雄君
室長

出第三号)

委員の異動
十月二十八日

委員の異動
十月二十八日

辞任
片岡 清一君

補欠選任
北村 義和君

近藤 鉄雄君

中村正三郎君

高村 正彦君

坂本三十次君

野上 徹君

同日
渡辺 秀央君

中村正三郎君

高村 正彦君

坂本三十次君

野上 徹君

同日
渡辺 秀央君

中村正三郎君

高村 正彦君

坂本三十次君

野上 徹君

同日
渡辺 秀央君

○高鳥委員長 これより会議を開きます。

○稲葉委員 外国人登録法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。稲葉誠一君。

○稲葉委員 外国人登録法に関する質問するわけですが、私どもよくわからないのですが、外国人の登録書ですか、登録証といふのが登録書といふのか、これは公文書ですか私文書なんですか、どちらなんですか。

○大鷹政府委員 外国人登録証明書は公文書でございます。

○稲葉委員 そうすると、作成主義はだれになつてゐるの。

○大鷹政府委員 市町村長でございます。

○稲葉委員 そうすると、外国人登録証明書を他人に譲渡することは法律的には犯罪になるのですか、あるいははどういうふうになるのですか。

○大鷹政府委員 外国人登録証明書は、譲渡できないことになつております。もし譲渡した場合は、譲渡した者も譲渡を受けた者も、外国人登録法によつて罰則の適用を受けます。

○稲葉委員 そういう規定はありますか。

○大鷹政府委員 ただいま申し上げました外国人登録法におきます規定は、同法の第十八条第一項の十号でございます。読み上げますと、「行使の目的をもつて、登録証明書を譲り渡し、若しくは貸与し、又は他人名義の登録証明書の譲渡若しくは貸与を受けた者」は「一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金」に処せられることになつております。

○稲葉委員 外国人登録証明書を他人に譲渡し

た、そうすると、その譲渡した人に対して登録証明書の提示を求めて、事実上提示できないわけですね、もう譲渡しちゃつたのだから。だから、それは事実上提示できないから無罪だという判決が大阪の高等裁判所でありますね。これはどういふ内容ですか。

○當別當説明員 お答えいたします。
現在の外国人登録証明書の提示という概念でござりますが、これは携帯が当然前提になるわけでございます。これは、外国人登録証明書を携帯し得る状況にあるにもかかわらず携帯しなかつたと云ふことが前提になるわけでございますから、たとえば外国人登録証明書を紛失した場合を例にとりますと、外国人登録法は、その事由を知った日から十四日以内に市区町村長に対して再交付の申請をしろということになつております。そういたしますと、その十四日間は外国人登録証明書を事実上携帯し得る状況ではございませんので、これに携帯あるいは提示義務違反ということに問えなことになるわけでございますが、ただいま先生の御指摘の点は、他人に外国人登録証明書を譲り渡すあるいは貸与するというような場合、そなたしますと、通常の場合、本人は外国人登録証明書は携帯できないことになるものですから、したがつて、紛失というような理由で、虚偽の理由で再交付の申請をするというようなことが通常行われるわけござりますが、その間は本人は外国人登録証明書を携帯し得る状況にはないことになりますので、そういう点で例の裁判の結果になつたというふうに理解しております。

○稲葉委員 いまのは、昭和二十九年の十一月三十日に、大阪の高裁で、「自己の外国人登録証明書を他へ譲渡し、事實上これを携帯することのできない場合においては外国人登録証明書不携帯罪は成立しない」という判例があるわけですね。そ

うすると、この人は譲渡しちゃったので、この場合に譲渡した人については事実上何か罰則の適用をしたのですか、しないのですか。そこまでは事実関係は調べてないのですか。調べてなければきょうでなくとも結構ですけれども、どうですか。

○當別當説明員 そこまでの事実関係は把握しておりませんが、例のただいま先生にお読みいただいた判例で見る限りは、外国人登録法第十八条一項十号の罰則の適用で起訴をするということはしておらないようございます。

○稻葉委員 私、この判例を見まして、実際はないわけですから提示ができないわけけれども、これは相当何が行われておるのじやないかと思つたものですから、それをお聞きしたわけです。

そこで、一番大きな問題として私がお聞きをいたしたいのは、国籍の問題ですね。外国人との関連で国籍が大きな問題になるわけですが、たとえば明治四十三年に日韓併合で日本人になつた、そしてそれが戦争に負けて平和条約ですか、そこで日本人でなくなつた、こういう人に対する日本の場合は国籍選択ということを与えたかったわけですね、朝鮮人に対して。それはどういう理由でそういうふうに国籍選択の自由を与えなかつたのかということを、これはどなたにお聞きしたいのか、お聞きしたい、こう思うのです。

○大鷹政府委員 当時の詳しい事情については必ずしもつまびらかにいたしませんけれども、日本は平和条約で朝鮮半島を含むかつての属領に対する領土権を放棄したわけでございます。領土権の放棄は当然その領土に住む人々に対する支配権も放棄することを意味するという考え方から、そういう人たちの国籍も当然移る、こういう立場をとつたものと考えております。

○稻葉委員 それは結論中の一番最終の結論なん

で、最初の段階はそうじやないんじゃないですか。戦争に負けた直後では、国籍選択の自由を与えるという方向であつたのじやないです。これ

は当時の国会の議事録なんか見てみますと、国籍選択の自由を与えるというようなことを国会の中でも、戦争に負けた直後の十二月五日の衆議院の選舉法改正委員会、これは古い人ですけれども、堀切善次郎さんが内務大臣であつて、そして在日朝鮮人の国籍問題についてこういふうに答弁しているのです。「是マデノ例ニ依リマスレバ、内地ニ在留シテ居リマス朝鮮人ニ対シマシテハ、日本ノ国籍選択シ得ルト云フコトニナルノガ是マデノ例ノヤウデアリマス、今度モ恐ラクサウ云フコトニナルデハナカラウカト考ヘマス」、こういうふうに言つております、それから昭和二十四年の十二月二十一日の外務委員会においては、政務次官ですが、「大体において本人の希望次第決定され」ということになるのではないかという見通しを持つております」、こういふうに言つているのです。これがどういう理由で国籍選択がされないようになつてきたのか、これが朝鮮人の国籍問題について一つの大きな問題なんです。これはどういう経過をずっとたどつてきたのです。

○大鷹政府委員 いま先生が指摘されておられますようなケースにつきましては、国籍の選択を認められるやり方と、それから国籍を自動的に失わせるやり方と、二つあるわけございます。当初、確かに国籍を選択させる方法が考慮されていたといふことがありますけれども、最終的には自動的に国籍を失わせるということで措置されたわけですが、これがどういうふうに決まったのです。これは譲事

○稻葉委員 いまの答弁は非常なごまかしを含んでいます。相手国とは一体どことです。

○中島(一)政府委員 朝鮮国籍の人については朝鮮国、それから中国あるいは台湾、主として台湾ということになります。台湾関係については中国ということになりますかと想います。

○稻葉委員 いや、私が聞いてるのは、いまあなたのおっしゃったのは、相手国とのいろいろな交渉とかなんとか、そういうことや何かで決まつたというふうに私は聞いたのですよ。だからそれは事実と違う。これはアメリカの要請で、アメリカは最初は国籍選択の自由を認めようという動きだつたんですよ。ところが、吉田茂さんの答弁なんかいろいろなことがあります、朝鮮人といふのは、言葉は悪いのですがいわゆる破壊主義者だ、破壊活動主義者だというふうなことから、これに国籍選択の自由を認めて日本人になるということになるととんでもないことになるから、それ

つて、アメリカの占領政策その他に非常に大きな影響があるというので認めないことになつて、そして国籍選択の自由を認めない、そのかわり帰化条件がいろいろあるでしよう。だからそれでやつてきて、そして最後に、国籍選択の自由を与えない、そのかわり帰化によつてそれを救済しようなるから、与えないようにしようということになつてきました。これはちょっとわからぬ

○稻葉委員 たのめ、たとえば昭和二十一年、戦争に負けた直後、十二月五日の衆議院の選舉法改正委員会、これは古い人ですけれども、堀切善次郎さんが内務大臣であつて、そして在日朝鮮人の国籍問題についてこういふうに答弁しているのです。「是マデノ例ニ依リマスレバ、内地ニ在留シテ居リマス朝鮮人ニ対シマシテハ、日本ノ国籍選択シ得ルト云フコトニナルノガ是マデノ例ノヤウデアリマス、今度モ恐ラクサウ云フコトニナルデハナカラウカト考ヘマス」、こういうふうに言つております、それから昭和二十四年の十二月二十一日の外務委員会においては、政務次官ですが、「大体において本人の希望次第決定され」ということになるのではないかという見通しを持つております」、こういふうに言つているのです。これがどういう理由で国籍選択がされないようになつてきたのか、これが朝鮮人の国籍問題について一つの大きな問題なんです。これはどう

いうふうになつてきているのじやないです。これはどうです。

○中島(一)政府委員 私も経過の詳細は存じませんけれども、いずれの国籍を与えるか、あるいは選択を認めると、そのことは、我が国だけで決められる問題でもございません。相手国のあることでござりますので、それぞれの国の立場に立つて検討した結果、最終的には現在のような形で措置さ

れることになつたものというふうに聞いておりま

す。

かつたのであれですが、当然皆さんの方でもわかつていると思ったのです。問題はそこから大体発展していくんですね。

そこでまたわからるのは、いわゆる民事局長通達というのが出ています。これはいつごろどういう理由から出たんですか。その内容については大体普通四項目ですか、四項目がその民事局長通達に出ておるわけでしょう。私は、その民事局長通達が後で最高裁判所の判例の中で何か認められ

たとかなんとかそういうことは、ストレートに認められたかどうかよくわかりませんが、とにかく認められたことはわかつておりますが、民事局長通達といふのはどういう関係でいつ出たのですか。

○ 稲葉委員 それは今まで質問しているのだから、あなたがわかつていてるのじやない。朝鮮人の国籍に関連する民事局長通達が出でているでしょう。四項目にわたって出でているはずです。

○中島（一）政府委員 従来日本人として日本の戸籍に載つております朝鮮人あるいは台灣人等に対する対しまして、平和条約の発効に伴つて日本国籍を喪失する、したがつて、それについての戸籍事務の処理がいろいろと起つてまいりますので、そしも理りにつき、この件は専門家でありますので、四月二十六日付

月十九日付で出しております。
○稲葉委員 その内容はどういうふうなものですか。

されることになるので遺憾のないようにといふことで、法務局あるいは地方法務局に対しても管下の市区町村に対しても周知方取り計らわれた。どういふ内容になつておりますと、朝鮮と台湾関係、それから樺太と千島関係に分けて戸籍事務の処理が定めてあるわけであります。
まず、その第一といったしましては、「朝鮮及び台湾は、条約の発効の日から日本国領土から分離されることになるので遺憾のないようにといふことで、法務局あるいは地方法務局に対しても管下の市区町村に対しても周知方取り計らわれた。どういふ内容になつておりますと、朝鮮と台湾関係、それから樺太と千島関係に分けて戸籍事務の処理が定めてあるわけであります。

湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日

本の国籍を喪失する」としては、いわば「死」である。それで、「もと朝鮮人又は台湾人であつた者でも、条約の発効前に内地人との婚姻、縁組等の身分行為により内地の戸籍に入籍すべき事由の生じたものは、内地人であつて、条約発効後も何らの手続を要することなく、引き続き日本の国籍を保有する。」

発効前に朝鮮人又は台灣人との婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍から除籍せらるべき事由の生じたものは、朝鮮人又は台灣人であつて、条約発効とともに日本の国籍を喪失する。」
それから、「条約発効後は、縁組、婚姻、離縁、離婚等の身分行為によつて直ちに内地人が内地戸籍から朝鮮若しくは台灣の戸籍に入り、又は朝鮮人及び台灣人が右の届出によつて直ちに同地の戸籍から内地戸籍に入る事ができた従前の取扱は認められないこととなる。」

—条約発効後に、朝鮮人及び台灣人が日本の国籍を取得するには、一般の外国人と同様、もつばはら国籍法の規定による帰化の手続によることが要する。」というようなのがその骨子になつております。

法に言う「日本国民であつた者」—日本の国籍を失つた者】に該当しないという条項がありますか。○中島(一)政府委員 国籍法のただいまの条文の解釈いたしましては、該当しないというふうに考えております。

○福葉委員 いや、私が言るのは、いまあなたがお読みになつた中で、いまのその点が言われたのかわかりませんが、直接の文章としてなかつたのですから、それでお聞きをしているわけですが、帰化の場合、朝鮮人は、台湾人もそうですが、国籍法に言う「日本国民であつた者」「日本の国籍を失つた者」に該当しないというのが通達の中に入っているのですか。入っていないのですか。

○中島（一）政府委員 入つております。
○稻葉委員 入つておるなら、それを読んでくれ

わねいのんにおながの力では何がよしよしむかを説明したから、いま私の言つたことはあなたの答弁の中に入つておるというふうにあなたは理解して答弁されたわけですか、あるいは意識的にそれを外されたわけですか、あるいは無意識的に外されたのか、どっちなんですか。

○中島(一)政府委員 通達全文を読むのもどう

○稲葉委員 そうすると、まずそこで問題になつてまいりますのは、この民事局長通達というものは、どうして民事局長通達という形で出たのです。法律によらなかつたのはどういう理由なんですか。法律による必要はなかつたんですか。国籍の得喪変更というのは、仮に条約であったとしても、法律によつてどこでも決めるのが筋ではないのですか。そこはどういうふうになつているのですか。

○中島（一）政府委員 この通達によつて決めましたといましようか、はつきりさせましたものは、戸籍事務の処理についてということであつたと理解しております。

で決められたのですか、法律は何らそこでは関係しなかつたのですか。

今まで日本人であつた者が日本人でなくなるらしい場合に、それは条約はあります、条約はあるけれども、ほかではちゃんと法律なら法律をつくつゝて、そして国籍の離脱に関連して日本人でなくなつたときにはこういうふうに取り扱うんだといふことは、法律でやつてあるんじやないですか。私もよくわからないのですが、そこはどういうふうになつてゐるのですか。そういうような国籍法

問題もこれに含まれているのを、一片の民事局長

○中島（一）政府委員 平和条約の解釈によつて国籍の得喪といふものが決まつてしまひましたので、その後の戸籍上の処理を民事局長通達で決めた。その当否については別の御意見もあろうかとも、これはどうなんでしょうか。

が妥当であるということでやつたものと理解して
おります。

○福葉委員 普通は、よく国籍の異動というの
は、国内立法によつて規制される場合と条約によ
る場合と二つがありますね。日本の場合には、在
日朝鮮人の国籍に関する立法というものはなかつ
たわけですね。それで、平和条約から直ちに民事
局長通達というふうに移ってきたということにつ
いては、当然そこで国籍法の改正というか何とい
うか、在日朝鮮人なり台灣人の国籍に関する立法

そういうものを必要としたんじゃないかとしげ意見も私はあると思うのですが、私も実はよくわからぬのですが、ということは、平和条約といったて、そのときに韓国は、連合國の中へ最後に入つたわけでしよう。どうなんですか。戦争のとき、最後に連合國に入つたんじやなかつたですか。ど

うでしたかな。
○大鷹政府委員 私が承知しています限りでは、
韓国は最終段階でも連合国の中に入つてないと思
います。
○稻葉委員 だからその当時、韓国というのは日

本から離脱したというか何をしても、そういうふうに考えれば、連合国の中に入っているのは私もあるかと思うのですが、いずれにしても平和条約では当事者でなかつたということは間違いないですね。これはあたりまえの話というか、当事者でなかつたということは間違いない。当事者でないのに、その人たちの国籍を日本とほかの国とが勝手に決めてしまうということは一体許さ

れるのですか。利害関係が一番あるのは韓国なり朝鮮でしよう。そういう意見も何も聞かない。そうしてそれが参加も何もしないでぱつと決めちゃつた、こういうことじゃないですか。だから、かつて日本の国籍にあつた者が離脱するということについて、韓国なり朝鮮なりの意見を聞いたといふなことは、前に意向を参考したといふか、うふなことを、前に意向を参考したといふか、意見を聞いたようなことをちよつといま言われましたけれども、そんなことはないのじやないです。それはどういのですか。

○大鷹政府委員 現在の大韓民国は昭和二十三年に成立したわけでござりますけれども、二十七年の平和条約の当事者にはなつております。そこで、二十七年の平和条約で在日朝鮮半島出身者の国籍問題が決まつたわけでござりますけれども、それまでに大韓民国と日本政府との間で話し合ひが行われたかどうかについては、いまのところ、私はそういう事実があつたということは承知しておりません。

○福葉委員 そこで、いま読まれた中の最後のところというか、帰化の場合、朝鮮人は国籍法に言う「日本国民であつた者」「日本の国籍を失つた者」に該当しないというのは、どうしてこういうことが入つたのですか。どうしてこういうことをわざわざ民事局長の通達に入れたのですか。だって、普通の場合に、日本国籍があつた者に入るのぢやないですか。ただ、帰化のときにその条件に入らなければいけないか、いろいろ議論があると思いますけれども、とにかく「日本国民であつた者」「日本の国籍を失つた者」「じやないですか、朝鮮人も。だから、帰化の場合には当然それはしんしゃくされてしまうべきじゃないかと思ひますが、なぜそういうふうなことがこの通達の中に特に入つているのですか。

○中島(一)政府委員 確かに、かつて何らかの意味において日本国籍を有して、現在それを有していないという意味では日本国籍を失つた者ということが言えるかと思ひますけれども、通達に言うところの「日本国民であつた者」というのは、国

籍法の六条の四号に「日本の国籍を失つた者で日本に住所を有するもの」というのがあります。この者につきましては、国籍法四条の一號、二號、四号の条件を備えないときでも帰化を許可することができますか、特別の要件を定めておるわけができるということです。許可についての簡易帰化と申しますか、特別の要件を定めておるわけを失つた者」というのは、この六条四号の「日本国籍を失つた者」をしておりまして、これには当らないということを言つておるわけでございます。

○福葉委員

○福葉委員

最初の国会では、国籍選択の自由を認めるよう答弁をしているのですよ。政府は、内務大臣でな答弁をしていて、戦後までの部分につきましては資料もございませんので、詳細承知いたしておりません。これは明らかなんですね。そしてそれは、台湾人に對してといふか、朝鮮人に對して、いわゆる危険思想の持ち主だと危険行動の持ち主だといふように思つて、それで、そこをやつて、そしていふ者については同化政策で帰化させろ、素行善良な者については帰化させろ、こういう形に結果となつてなつてきた。ですから、どうもそのところがよくわからないのです。どういう意向が働いてゐるのですがね。いずれにいたしましてもよくわからないのです。ペルサイユ条約なりドイツとオーストリアの場合と、日本と朝鮮の場合とどうして違うのですか。どうもよくわからぬ。これはいろいろな面で尾を引く問題なんですね。どうもそこら辺のところが私は理解できないのですが、ここであれしていくなんですか、別に質問に移りましょうかね。

○福葉委員 そういうのはいつごろできたのですか。

○大鷹政府委員 最初にできましたのは昭和二十二年の五月でございます。

○福葉委員 そうすると、戦争中は外国人登録といふのはなかつたのですか。

○大鷹政府委員 戦前にはいまの外国人登録証に当たることはなかつた、戦後においてそれが必要になつたというのは、それはどういませんでした。

○福葉委員 戦前にはいまの外国人登録証に当たることはなかつた、戦後においてそれが必要になつたというのは、それはどういませんでした。

○福葉委員 前に私が質問しましたように、戦後の最初の国会では、国籍選択の自由を認めるよう答弁をしているのですよ。政府は、内務大臣ですが、それがだんだん変わつてしまつたといふのは、これはアメリカの意向がそこに左右した、これは明らかなんですね。そしてそれは、台湾人に對してといふか、朝鮮人に對して、いわゆる危険思想の持ち主だと危険行動の持ち主だといふように思つて、それで、そこをやつて、そしていふ者については同化政策で帰化させろ、素行善良な者については帰化させろ、こういう形に結果となつてなつてきた。ですから、どうもそのところがよくわからないのです。どういう意向が働いてゐるのですがね。いずれにいたしましてもよくわからぬ。これはいろいろな面で尾を引く問題なんですね。どうもそこら辺のところが私は理解できないのですが、ここであれしていくなんですか、別に質問に移りましょうかね。

○福葉委員 そういうのはいつごろできたのですか。

○大鷹政府委員 最初にできましたのは昭和二十二年の五月でございます。

○福葉委員 そうすると、戦争中は外国人登録といふのはなかつたのですか。

○大鷹政府委員 戦前には、日本の外国との交流がございましたけれども、そう頻繁なものではなかつた。したがつて、日本にいる外国人の管理につきましては、事實上放し状態であった。何か寄留法とかそういう法律はあったようございましたけれども、内務省令と寄留法だけといふことで、先ほど手ぬるいと申しましたけれども、中身は非常に緩やかなものであつた。ところが、戦後になりましてから、

アメリカ人との接触を初めとして、海外との交流がだんだんふえてきておりまして、どんどんふえるという形勢になつたわけでございます。そこで、やはり外国人をどういうふうに扱うかということを、まさに考へなくちゃいかぬということになつたわけでございまして、別に、朝鮮半島出身者の存在によつて在留管理といふものを考へるようになつた、それが動機になつたということはないと存ります。

○稻葉委員 戰後はアメリカとの間で交流が盛んになつてきた、これはあたりまえの話だ。しかし、アメリカ人が日本に入つてくるときは、日本のビザが必要なのでしょう。日本とアメリカとこんなに交流が盛んなのに、なおかつ日本人がアメリカへ入るのについてビザを必要としているのでしょうか。からビザを必要としているかもわかれませんけれどもね。だから、ビザは必要なのだから、ビザで幾らでもチェックできるので、実際は、日本人であつたものが分かれた朝鮮人なり何なりに対し、公正かどうかは別として、公正でも何でもいいが、管理するためには、公正かどうかは別として、公正でも何でもいいが、管理するためには、外国人登録令というものができたのぢやないですか。常識的です。

最初はどこが扱つていたのですか。最初から法務省じやなかつたでしよう。

○大鷹政府委員 戰後になりました、日本も開かれた國、外国に対して開放された國ということになつてきました、外国人に対する出入管

理令だとかいろいろそういう法律措置がとられたわけでございます。ところが、その後、非常に不法入國者がふえてきて、それに戦後の数年間非常にこなづつた、そういう歴史がございます。たまたま、その不法入國者の大部分は朝鮮半島から来た人たちであつたわけでござりますけれども、こういうこともございまして、外国人登録令といふものを作定めて、さらにそれを外国人登録法に発展させたわけでございます。

外国人登録令の時代には、外国人出入管

理を一体として、これは法務省から外国人登録事務

ではなくて、外務省が所管いたしておりました。

○稻葉委員 最初は入管も外務省の所管だったわけですね。ところが、独立と同時にそれは法務省の所管になつた、こういうわけでしよう。いま言つたように、最初の令の場合には入管令と外国人登録とが一本になつてゐるような形になつてできつたわね。それが法になつて、ずっと分離してしまつたわね。それが公正な管

理と言われるわけですが、在日朝鮮人に対する管

理であるということは、事実問題と

人に対する管

理です。

○稻葉委員 入つてなかつたですね。それはどう

して入つてなかつたのです。

○大鷹政府委員 なぜ当初入つてなかつたかとい

うよりは、なぜその後でこれを加えたかとい

うことはあります。その後いろいろ情勢の変化があつて、そういうものを加えなければならぬ

ことがあります。

○稻葉委員 たとえばそういうもの

が、最初はそういう必要を感じてなかつたかとい

うことだろうと思ひます。その後いろいろ

公正な管

理と言われるわけですが、在日朝鮮

人に対する管

理です。

○稻葉委員 たとえばそういうもの

が、最初はそういう必要を感じてなかつたかとい

うことだろうと思ひます。その後いろいろ

公正な管

理と言われるわけですが、在日朝鮮

人に対する管

८५

○稻葉委員 それは法務省の提案だから、あなた、最終的に法務省の意思だということはあたりまえな話ですよね。その間のプロセスの中で、行政監理委員会ではこれを緩和してくれ、切りかえのときでいいじゃないかというふうな話があつたのに、それでは困るといって強硬に反対したのは、警察側が強硬に反対したというのは、もう紛れもない事実なんじゃないですか。それを言うと、あなたの方で何かぐあいが悪いようなことはあるのですか。ぐあい悪くないでしょう、別に取り締まりのために絶対これは困るということを警察側が強く言ったんじゃないですか。そういうことを。各省庁と協議した中に警察が入っているということはあなたも認めた。それから、最終的にそれは法務省が決めたんだとも認めました。その間の中間のことはあなたは省いた。それはなかなか言ふわけにいかないから省いたというだけれども、それはそういう意向が強く働くだけれども、そういうふうに考えられるのが筋ではあります。こういうふうに考えられるのが筋ではありませんか。

○大鷹政府委員 警察を含めましてほかの省庁はどういう御意見であったかという前に、法務省自身、この問題につきましては非常に疑問を持つていただけでございます。果たして行政監理委員会の勧告をそのまま実施することがこの際妥当であるかどうかということにつきましては、法務省自身も必ずしも納得いかない面がございました。そこでほかの省庁とも御相談したわけでございますけれども、一、二、それに対して非常な懸念を表明される省庁があつたことも事実でございます。しかし、法務省といたしましても、その点はよくわかりますし、私どもそれに同じ意見でござりますので、あえて改正案の中にはこの勧告の御趣旨は盛り込まなかつたということです。明確なことでもあります。そこで、改めてこの問題について緩和して、切りかえの時期でいいという意見を出したのでしようか。

○大鷹政府委員 行政監理委員会としては、許認可事務をできるだけ簡素化したい、合理化したいという非常に強い要請がございまして、これに沿つてそういう御意見をお出しになつたんだろうと思います。ただ、その御意見につきましては、いま申し上げたように、私どもとしては、簡素化、合理化だけが問題ではないんで、やはり私どもから見ますと、在留外国人の公正な管理ということ、されるべきではないと考えまして、この勧告には従えなかつた、こういうわけでございます。

○鶴葉委員 大体、他の省庁とかいう話の中に警察も入つてることとは、あなたが言わわれたのでよくわかります。

そこで私がお聞きしたいのは、しかし職業を変えるということは、外国人に対する職業選択の自由といふものは憲法上認められてないのでありますか、認められているのですか、どちらなんですか。

○大鷹政府委員 わが国におります外国人の職業選択の自由は認められていると考えております。

○鶴葉委員 特別な例外は別です。いろいろな例外はなきにしもあらずけれども、そうでない限りは職業選択の自由が憲法上認められているでしよう。それならば、何も外国人登録証に職業を書く必要はないんじやないですか。これは論理の飛躍ですか。

○大鷹政府委員 もちろん、先生がいま御指摘になりましたように、職業選択の自由というのは原則でございまして、たとえば外務公務員には認めないとか、そういう若干例外的な規則はございません。ところで、職業を変えた場合にこれを変更登録しなくちゃいけぬというのはその自由を奪うものではないか、それに介入するものではないか、こういう御意見でございますけれども、職業選択とは職業を自由に選ぶ権利そのものを制限するわけではない、また居住・移転の自由の権利を直接

○大鷹政府委員 職業とかそういうものは、登録証明書に加えることによって、登録証明書の提示を求めたときに即座にその場でその外国人の職業が何であり、また勤務先がどこであるかということが把握できます。そういうことが可能でないところが問題です。そういうことができないといつては必要なそういうことができないというふうに考えておるわけでござります。

○稻葉委員 だから、外国人がどこへ勤めているか勤務先は別として、どういう職業についているかということがわからないと公正な管理ができるといふのはどういうことですか。よくわかりませんね。どこのどういう職業についていいじゃないですか、そんなことは。憲法に認められてるんだもの、どういう職業にいたって、そんなことは自由じゃないですか。それを一々確かめなければならぬ理由は一体どこにあるのですか。

○大鷹政府委員 外国人登録証明書というものは、その外国人の身分関係、居住関係を明らかにするものでございます。ところで、この職業といふのはそのうち身分関係の一環でございまして、これがわからまんと身分関係全体が明らかにならない、こういうふうに考えております。

○稻葉委員 そんなことないです。職業が何であろうと、職業と身分とは全然別個の概念じゃないですか。そんなことはおかしいですよ。職業が変わったとすることで、それを届けてないといふ職業選択の自由があるならば、それを超える合理的な理由が、この職業ということを書いてそしで外国人を逮捕したり何かした例は相当あるんじゃないですか。だから、憲法で認められてる職業選択の自由があるならば、それを超える合理的な理由が、この職業ということを書いてそして職業が変わったということを届けなかつたとかなんとかということで逮捕したり何かすることに制限するものでもない、したがつて、そういう認立するものと考えておるわけでございます。

○稻葉委員 そうすると、職業を外国人登録証に書いて、具体的にそれはその後の公正な管理に体どういう影響を与えておるわけですか。

ついてのより大きな合理的な理由がなければならぬと日本の国内にいるんなら自由であつて、一々かしいですよ。これは、勤務先だつてそうじやないですか。それは居住、移転の自由があるんです。憲法で決まっているんだから。どこへ行くと勤務先まで——住所が変わればこれは別ですよ。住所が変わればあるいは届けなければならぬかもわからない、市町村が変わるんだから。ところが、なぜ勤務先まで書かなければならぬんですか。そんなことは必要ないはずですよ。もう取り締まりのための必要性からこの二つができるといふことははつきりしているんじゃないですか。

○大鷹政府委員 外国人登録証明書の中に職業をはつきり示さなければいかぬということが職業選択の自由を制限するものではないということは、先ほどから申し上げているところでございます。

ところで、職業それから勤務先でも同様でございますけれども、これはその人間にとつて、普通の人間にとりましては、昼間の大部分の時間を過ごす場所でもあるわけでございます。私どもいたしましては、登録証は即座に外国人の身分關係、居住關係を明らかにするということを目的にいたしておりますので、その意味でどうしても職業あるいは勤務先というものがすぐにはつきりわかるようになつていないと困る、こういうふうに考えております。

○福葉委員 や、どうして困るんだかよくわからぬのですよ。それが公正な管理と一体どういう関係になるのか。特に憲法との関係で認められているものが、公正な管理のためにそういうものが必要だということの理由が私にはわからないです。警察の方でどうしてもこれは外さないでくれ、これがないととにかく外国人登録で逮捕や何かができるないからということで、それであれしてもいるんじゃないですか。そんなことはもうはっきりしていることですよ。まあそれはそれでいいですがね。いいですがというのもおかしいけれど

も、私、納得しませんけれども……。

これはどこの国でもみんなそうです。よくわからぬけれども、外国の外国人登録もみんな職業と勤務先が入っているのですか。外国の方はどうなつているんですか。どこでも全部そうなのです。か。入つてあるところも多いですね。入つてないところもあるし、入つてあるところが多いということ、そのことがどういうふうに運用されているかということはまだ別個の問題ですよ。日本のように運用されているところはないんじゃないですか。

おきますけれども……。

実は私のあれですが、外国へ行きましたときには、ことしづくはフィンランドに行つたのです。が、フィンランドに行きましたら日本人のぼくの友人がいますが、そこでフィンランド人の奥さんと結婚しているわけですね。スペインに行つたら、マドリードでもそうですね。ぼくの友人ですが、スペイン人と結婚しておられますし、それが盛んになつてきておるわけです。

そこで、そういう国際結婚の場合とそれから入管令なりあるいは外国人登録法との関係でお聞きをしたいのですが、この日本人と結婚をする外国人の配偶者の在留資格というふうなものについてはどういうふうになつておるのですか。

○大鷹政府委員 現在省令では三年以下という

に処置しなければいけない場合もあるわけですがいます。

○稻葉委員 そうすると、擬装結婚でない場合には、日本人の配偶者というものは地位が安定していないと非常に困るわけですね。これはあたりまえの話です。だから、そういう場合には、いまの省令で決めるとすれば、三年以上、以下でなくして三年以上、そういうふうな形にするということも当然考えられてくるわけですか。それは四条では三年以上ということはできないということになるのですか。どういうことになるのですか。

○大鷹政府委員 それはその問題に全然関係ございません。今度法務省が難民認定の仕事をやるに際しまして、法務省の中の組織を若干改編する必

要がある、その問題に関するものでございます。

○稻葉委員 いまのは日本人配偶者の問題ですが、逆に外国人が父親で母親が日本人、こういう場合がいま相当ふえてきておるわけですね。そこで一つの問題は、母親は日本人なんですかね、便益の措置として書くということによって、母親はだれかということが、そこで子供とのつながりがわかるわけですね。そうすると、学校へ入るときや何かのときに非常に便利のようなんですね。それがないと母親と子供とのつながり方がよくわからないわけですね。

○稻葉委員 いまあなたがおっしゃったことを、十月末の官報に載せるということです。そういう意味のことですか。それとはまた別のことです。

○大鷹政府委員 ただいま先生がおっしゃいましたのは、いま私が触れました省令の告示のことだと思います。

○稻葉委員 だから、省令の告示はいつごろする

という意味なのですか。

○大鷹政府委員 十月末に予定しております省令の告示は、法務省の組織令に関するものでございました。いろいろな事情があるようでございます。

六、これを受けまして、その一号として、省令の中で日本人の配偶者あるいはその子供、そういう資格を設けたいと考えております。こういう人たちはつきましては、三年以下の在留を認める、具体的には、三年の場合もありましょうし、あるいは一年、あるいは場合は百八十日というケースもあるうかと思います。これは結婚の実態を見きわめる必要があると判断された場合で、たまに擬装婚というケースもございますので、慎重

が、私どもとしては、ある外国人の子供の母親が日本人、こういう人であるということを登録証明書の中に加えることができるかどうかについては

やや疑問を持つております。と申しますのは、登録証明書というののはすでに二十項目の登録事項が

う一つ加えるということは、やはりそれだけ非常によろしくあります。これはさらにう一つ大きな事務の負担があるのだろうと思います。また、登録証明書自身もだんだん小型化してほしいという強い要請があるわけでございまして、果たしてそういうことができるかどうか、私どもも一応そういう御希望があることは承知しておりますので、検討はしております。

んなにたくさん、一万人も二万人もいるわけじゃないでしよう。あなた、どのくらいの人数がいるというふうに考えているのですか。そんなにたくさんいるわけじゃないし、普通の外国人登録証明書は父親と母親の欄があるのでしよう。それはないのですか。ないのなら話はわかるよ。あることはあるでしよう。外国人登録証というのは、その

子供なら子供の外国人登録じゃないですか。子供の登録証であって、そこへただ、普通の場合、父親、母親が上へ書いてあるでしょう。書いてないですか。どうなつているの、いまのは。

○大蔵政府委員 現行制度のもとでは、父親、母親という項目はございません。ありますのは、世帯主という項目でございます。

○福澤委員 そうすると、世帯主は書くという。世帯主といふのは法律用語ですか。どうなんですか。それは。どこにそんな法律用語が書いてあるの。住民基本台帳法にあるのかな、世帯主といふ

○大蔵政府委員 登録事項は登録法の中に規定されておるわけでございますけれども、その中に世帯主、それから世帯主との統柄、こういうことが書いてあります。

○大慶政府委員 住民基本台帳法、この中にも世
いう言葉を使っている法律は、住民基本台帳法に
あるのかな。それはどうでしたか。

筆主という言葉は使われております。これは戸籍の筆頭者という意味のようでござります。

「和琴を買へる」　余計な詰めがよじいなどは行へやうとまずいから、もとへ戻しますが、第一、戸籍の戸というのもおかしいのだよね、だって、日本にはいるので、戸というのはないわけなんだ。一体云ういうのは何かということになつてくるのだ。そんなことはきょういいけれども……。

それはそれとして、母親の名前をそこへ書くといつたって、ただちよと書き加えるだけじゃなく、

いですか。括弧して書き加えてもいいのでしょ
う、別に。それは子供の外国人登録だから、そこ
へ日本人の名前が出たって、別に悪いことはない
のじゃないですか。父親や母親がだれかという
とをその外国人登録証で——それは外国人でなけ
ればならぬ、父親も母親も外国人である場合に初
めてそれも含めて外国人登録全本体が一つのもの

なつているのなら話は別だけれども、子供の外国に登録ですから、父親が世帯主が普通でしょう、そこへ母親をちょっと括弧して書き加えたつて、別にどうということないのじゃないですか。手数料が、事務が渋滞するなんて、そんなに一万人も一人もいるわけじゃないでしょうか。そんなへ理屈言つたつてだめよ。それじゃ、何ぐらいいる

というふうにあなたの方は判断しているの。事務
が渋滞するって、何人ぐらいいるというの、十五
人ぐらいいるの、そんなことはないですよ。
だから、法律的に書けないことはないのじゃな

いですか。子供が外国人である場合の外国人登録ですからね。子供の登録なんだから、父親がだれで世帯主がだれであり、括弧して――括弧してもいい、母親がだれであるということを書いたっていいのじやないですか。それがないと、日本人の母親とその子供との続き柄をどうやって今度は評議するのですか。戸籍謄本にだつて出てないかも

わからぬよ。どうやつて證明するの。学校へ入学するときとかなんとかいろいろなとき、母親がだれだといふことが必要になつてくるのじゃないで

すか。どうやつて証明するのですか、いまは。
○大鷹政府委員 そういう方々の親子関係は、出
生届のところ確認する以外にはない、と思ひます。

○福葉委員 出生届をどうするのです。出生届の文面の中でも研議する以外はないなと思ってます
書きを、証明書か何かを区役所かどこかへ行ってもらおうとかということですか。それは手数料もかかるし、そんなことよりも、あなた、外国人登録証に書いてあれば、それを持っていって見せればいいのだから、そこだわる必要はないのじやないですか。あなたが言うように事務が済滞するといふのはおかしいよね。一万人も十万人もいわ

ば、それは事務は渋滞するかもわからぬけれども、どのくらいいるのかぼくにはわからぬが、事務が渋滞するなんて、そんなばかな話はありませんよ。民事局長、何か答えがあるのですか。

○中島(一)政府委員 ただいま出生届についての御質問がございましたので、私どもの方の守備範囲かと思つて手を挙げたわけでござりますが、百

籍法の四十八条规定によりますと、出生届書は届け出た市町村で保存されておりまして、「利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書を他の市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、その書類に記載した事項について証明書を請求することができる。」とこうことになつております。

○福葉委員 それはわかつておりますけれども、手数料を取られるのでしよう。それは手数料を幾ら取られるの。

へ出生届を出すの。どうなつているんだ。日本へ出せるのですか。

出しますのは、日本で生まれた子供だけでござります。

（和製英語）かなら、外国人でどうぞ。わが子供のことをどうするのですかといふのです。証明書をどうするのかといふんだ。大変な手数がかかるでしょ
うが。そうでしょうね。だから、外国人登録証にあ
よつと母親を——そのまま書かなくともいいと思
うんだ。ぼくは括弧してもいいと思うんだ。括弧を
するのもおかしいかな。正式な夫婦なんだから括
弧するのはおかしいな。日本人だって構わないに
はないですか、外国人登録証に載っている人が全

部外国人でなければならぬということはないのですから。その子供の外国人登録証だから子供は外国人でなければならぬけれども、母親が日本人であつたって、書いたって何の不思議もないじやないですか。そういうとき、外国で生まれた子供はどうするの。どういう手続をとるのですか。親子の関係はどうやって立証するの、母親と子供の

関係は、大変な手数がかかるんじゃないですか。
○大蔵政府委員　そういう外国人と結婚された日本
本の配偶者のお立場はよくわかりますけれども、五
他方、私どもの方の事務についても御理解いただき
きたいと思うのであります。

人数につきましては、先生いま非常に少ないんじ
じゃないかということをございますけれども、五

千人という説もございますけれども、十万人くらいいるんじゃないかな、そういうあれもあるようですがござります。相当の数に上るのじゃないかと私はもは考えます。

そういう方々につきまして外国人の子供の母親の名前を、たとえば外国人登録証明書の中に書くとか、そういうことになりますと、当然市区町村ではその実態を調査しなければなりません。これはただいま申し上げたような人数でございますので、やはり相当な負担になるんじやないかという感じがいたします。したがいまして、結局これは

行政サービスの問題でございまして、その必要と私どもの事務の負担、これのバランスの問題だらうと思います。したがいまして、この問題につきましては、今後引き続き私ども研究をさせていただきたいと考えます。

○稲葉委員 それじゃ、研究ということですかう、前向きに研究してもらいたい、こういうふうに思います。それは全部書かなくていいんじやないですか。希望者だけでもいいというふうにしてもいいんじやないですか。いろいろな方法があると思うのですが、そこ辺のところは研究していくだいてまた詰めていただきたい、こういうふうに思うのです。

それから、日本人の男と外国人の女の人の場合は、帰化が非常に簡単なんでしょう、日本人の男と結婚した外国人の女人の人。そうすると、今度は逆の場合、日本人の女人の人と結婚した外国人の男の場合、その帰化の条件が何か違うのですか。これはどういうふうになつてているの。法律的に違うのか、実際の取り扱いで違うのか、どういうふうになつてているのですか。

○中島(一)政府委員 法律的に条件が違つてお

わけでありまして、日本人夫と婚姻をしておりま

す外国人女の場合には、居住要件が必要でございません。それに引きかえまして、日本人妻、日本

人女性と婚姻をしております外国人男子の場合には、居住要件が三年ということで、一般の五年よ

りは若干緩和されておりますけれども、定められ

ております。

○稲葉委員 その場合の両者の間の合理的な理由

というのは一体あるのですか、ないのですか。ど

ういうことなの。合理的なみんなが納得するよう

な理由はあるのですか、ないのですか。あつたら

説明してもらいたいし、どうなんですか。

○中島(一)政府委員 現在の国籍法ができました

際の考え方といたしましては、その世帯の中心が

男性である、あるいはその性の國の同化の度合

が進むというようなことが、法律的な當否は別

といたしまして世の中の実態であるというような

ふうに思つてゐます。

○大鷹政府委員 次の通常国会には登録法のかな

り大幅な改正をお詰りする予定にしております。

その中身は大体六点ございます。

第一点は、新規登録等の申請に際して写真を提

出しなければならない最低年齢の問題でございま

す。現在十四歳でありますけれども、これを多少

引き上げる余地はないものだらうかとということ

を十六歳に引き上げてはどうか、こういう線で考

えておるところでございます。

第二点は、登録事項の確認申請についてでござ

ります。確認申請の期間が現在三年でございます。

けれども、これをもう少し延ばすことができない

かといふことを検討しております。具体的には三

年を五年ぐらいにしてはどうか、こういうふうに

考えております。また、登録の確認申請義務をあ

る最低年齢に達しない人たちに対しては免除でき

ております。

○稲葉委員 その場合の両者の間の合理的な理由

というのは一体あるのですか、ないのですか。ど

ういうことなの。合理的なみんなが納得するよう

な理由はあるのですか、ないのですか。あつたら

説明してもらいたいし、どうなんですか。

○中島(一)政府委員 現在の国籍法ができました

際の考え方といたしましては、その世帯の中心が

男性である、あるいはその性の國の同化の度合

が進むというようなことが、法律的な當否は別

といたしまして世の中の実態であるというような

ふうに思つてゐます。

○大鷹政府委員 登録法の改正につきましては、

私どもとしては、基本的にまずは登録法の目的が

達成される必要がある、その達成される範囲内で

外国人の負担を少しでも軽減できる、あるいは事

務を簡素化できるという場合には改正をしていき

たいと考へておるわけでございます。最近、不法

入国者の数がやや減つてきております。そういう

ことでもござりますし、さらに登録証明書の不正利

用あるいは不正発給、こういう事案もなくなつて

ております。そういう段階におきまして、少し

ずついろいろな登録上の基本的な問題に係る問題

についても改正をしたいと思つておるわけでござ

りますけれども、やはりそういう場合に大きな飛

躍といふものは行政上むずかしいのじゃないかと

思います。つまり、いま申し上げましたように、

在留外国人の公正な管理のためにいろいろな事情

といふものを勘案しなければいけませんけれど

も、不法入国者が減つたといつてもなくなつたわ

けじやございませんし、そういうこともございま

すので、着実に少しずつ、誤りがないように改正

をやつていかなければいけませんけれど

が、バイクの免許が何か十六歳であれできるの

かな。いろいろありますね。十六というのは、恐

らく義務教育のことで、そこで出てきたのじやな

のは何があるのか、ちょっとともく覚えていませ

んが、バイクの免許が何か十六歳であれできるの

かな。いろいろありますね。十六というのは、恐

らく義務教育のことで、そこで出てきたのじやな

のが何があるのか、ちょっとともく覚えていませ

らいで、どういう方が主にお入りになるわけですか。国際私法の専門家ですか、あるいは民法の専門家、いろいろな方がありますね。そこをどういふうにされるわけですか。

○中島(一)政府委員 法制審議会の運用そのものは私の方の民事局の所管でございませんのです。が、便宜私からお答えさせていただきます。

法制審議会は、法務大臣及び委員三十人以内で組織するということになつております。委員の方が現在三十名近く任命されておられます。大学の先生、あるいは弁護士、それから最高裁判所事務総長、内閣法制局長官というような方もいらっしゃいます。そのほかに幹事が十数名ということがあります。

それで諸問は、まずこの法制審議会の総会と申しましようか、これに対応してされるわけでござります。

○稻葉委員 そうすると、その法制審議会の委員三十名というのは、もうすでに官報——これは官報に載るんですか。ちょっとよくわからぬけれども、どうなんですか。その中には御婦人は入つていません。

○中島(一)政府委員 法制審議会の委員は、任期は二年ということになつております。「関係各

府の職員及び学識経験のある者たちから、法務大臣が任命する」ということになつております。

合には、このメンバーで審議をしておられるといふことになるわけでございます。現在の委員の中には、ただいまお尋ねの方はお入りになつておられません。

○稻葉委員 だって、これは母親の問題、婦人の地位の平等ということも関連してくるというこ

ともないと思ひますけれども、婦人の学者たつて相当おられるんじやないです。弁護士の人もい

る。そういう人も入らないといふと、本当の審議が、父系優先主義がまた復活してしまうような形

になつてしまふんじゃないですか。婦人輕視だな。とてもだめだな。それはちょっとまずいな。その点についてはどうなんですか。どなたかりつぱな方がおられるんだから、学者でも弁護士でもいるから。まあ、鳥居先生なんかいま外国に行っているのかな、外国に行つていて、いまいないわけですかね。いろいろいらつしやるわけですか。どちらも、そういうような方なりりの御意見を十分に聞く。それから婦人団体なり、いま言つた国際結婚を考える会とかいろいろな婦人の集まりがありますね。それから中島通子さんのやつているのも何かありましたね。そういうようないろいろな会がありますね。そういうような会の意見なども十分聞いて、そして立案に当たる、こういうことについてはどうですか。

○中島(一)政府委員 従来の例でござりますと、

総会で最初から最後まで審議をするということではございませんで、民法部会なり商法部会なり刑法部会なりという部会をつくつて、そこで審議を

されるというような例が多いようでござります。

審議の方法はもっぱらこの総会でお決めいただき

ことになるわけですから、今回の場合はどう

いうことになるかわかりませんけれども、そういう部会ということになりますと、その特定の問題を審議されるにふさわしい委員の方が実質的な審議に当たられるというようなことが考えられる

わけでございます。その委員のメンバーをどうす

るかということとは別に、ただいま御質問にもございましたよな各界の御意見を聞いて法案をつくるべき事項であろうかというように考えており

ます。

○稻葉委員 いま言つた三十名というのは、法制

審の総会のメンバーですか。これは部会を開くわけですね。部会のメンバーというのはまだ決まっていない。その中から選ぶのですが、どうなつて

いるのですか。田中二郎先生が部会長になつて、

新聞に出ていたんじゃないですか。どういうふうになつてあるんですか。

○中島(一)政府委員 ただいま申しましたのは、

法審議会の委員のことです。部会といふことになりますと、それは必ずしも法制審議会の委員から選ぶということではございません。

○稻葉委員 まだ時間がありますけれども、私は

長くやつてもあれですかからやめますけれども、私は

「自由と正義」の田中さんの論文を読んだのですよ。非常に詳しく書いてある。だけれども、これは

余りに各国の法制というものを一生懸命調べて、

イラン、イラクまで調べているんでしよう。調べ

て悪いとは言わぬけれども、そのうちにその国だつてどんどん法律は変わつてしまふでしょう。法

律が変わつてしまふと、それを待つてやると結局

またできないということになつてしまふので、これはある程度限界があるのであつて、そこで、や

つてみてどうしてもギャップというものができるば、それは判例によるとかあるいは解釈によるとかによつて解決する以外にないわけです。余り細かいところの法律ばかり調べて、それでちつとも進まないというのじや困るわけですから、そ

こら辺のところは十分気を使つていただきたいと思う。

この五課長の論文は、なかなかかい論文です

ね。だけれども、どうもこの論文は、ちょっと否

定的な見解が前提になつてゐるのが多過ぎるね。

あなたの頭の中にはどうも否定的な考え方方が強過ぎるような印象を受けるね、この論文を読んでみ

ると。これはそういう前提を持つて幹事がやられていたのじや困りますよ。実際幹事がリードするんだから。そんなことを言つたつて、法制審議会のメンバーパーは、こんなことを言つては悪いけれども、

余り出でこない人もいるし。前に絆団連の何か

の人を法制審議会の委員にしたことがあるが、さ

っぱり出できやしない場合もあつた。さっぱりで

もないけれども、余り出でこない場合もあつた。

ちょっとこの論文は否定的な見解が強過ぎるよ

な印象を受けるね。余り細かく研究し過ぎるよ。

余り細かく研究したら、これは何にもできませんよ。だから、そら辺のところはある程度のことこ

ろでまとめて、あとは解釈とかあるいは判例にま

つという以外にないので、そら辺のところは十分留意をしていただきたいといふうに私は思つています。

これは、大臣は再来年の国会に提出すると言つてあるんですからね。いま二重国籍の回避の問題とかいろいろ問題ありますよ。ことにロイアルテ

ィーの問題とか、確かにいろいろ出てくる。出て

くるけれども、韓国の場合は「二重国籍」というか、日本にいる韓国人に対しては、いまの段階では徵兵義務を課してないんでしよう。韓国の民法の二

十四条だつたか何条だつたか、ちょっと忘れたけれども、課していないですから、余りロイアルティ

ーの問題でああだこうだとひねくり回して考えに考へ過ぎたらできなくなつてしまふ。これはあ

る場合に何にもできないですよ。あとは解釈

とか判例にゆだねるという気持ちでやつていただきたい、私はこういうふうに思うわけです。

最後に、もう一つ別のことですが、外国人登録法は法制審議会にかけないんですか。これ

はどういうわけ。

○大鷹政府委員 外国人登録法の改正は、法制

審議会にはお詫びしません。

○稻葉委員 ぼくはわけを聞いているんだよ。ど

ういうわけかと聞いているんだ。

○大鷹政府委員 私どもが今度お詫びします登録法の改正というものは、かなり重要な問題を含んでおりますけれども、登録法の根幹を覆すよう

なそういう問題はないということから、お詫びしないということだつたと思います。

○高島委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

午後一時三十分開くこととし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時三十分開くこととし、この際、暫

時休憩いたします。

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

○高島委員長 午後一時三十分開くこととし、この際、暫

時休憩いたします。

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

内閣提出、供託法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、昨二十七日質疑を終了いたしております。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。林百郎君。

○林百郎君 私は、日本共産党を代表して、供託法の一部を改正する法律案に反対の討論をいたします。

本改正案は、明治以来八十年余にわたり実施されてきた供託金に利息を付する制度を、財政再建の名のもとに五十七年から五十九年度の三年間停止しようとしている内容でございます。

供託金に利息を付することは、供託制度発足以來、制度の本質的な要素ではないとしつつも、供託という制度を国民になじませ実効あらしめるとともに、国は預かった供託金を運用して何がしかの利益を得ておられるのでありますから、供託金請求権者にその利息を付して還元するのは当然とする考え方に基づいたものであり、このことは一貫して法務省の方針として貫かれてきたところであります。本制度は、すでに国民の間に広く定着しており、供託金に利子をつけることによって紛争の円満解決に役立っていることも見逃すことはできません。

ところで、明治二十三年発足当時の供託規則第二条では、「通常預金ノ利子ヲ付スヘシ」と定められておるのであります。その後法律改正によりまして、利率は省令で定むることとして、順次通常預金利子よりも低く抑えられており、現在ではわずか年一分二厘という低率になつております。しかも一万円以下の供託金並びに同金額未満の端数について利息を付さないことになつておられるのであります。この事実から見ましても、供託に手数料が必要だからこのたびの利息をつけることをやめるという論理は成り立たない次第であります。

政府は、今度はこのわざばかりの利息すら打ち切つて、それによつて来年度約七億五千八百万

円、五十八年度と九年度には、それぞれ十四億一千五百万円、十八億七千七百万円の財政支出を縮減できるとしておりますが、これほど国民の権利をないがしろにした話はないと思います。もと

もと供託金は国民が国に預けた金錢であり、國がこれを運用して利益を得ている以上、その利得分の一部を本来の権利者に還元することは当然であります。これを財政危機を理由に打ち切ること

は、國が国民の財産を不當に運用して利得を得ているものと言われても仕方がないと思います。まことに財政危機の責任を、國民に犠牲を押しつけることによつてこれを免れようとしているものと断ぜざるを得ません。本改正案が、今国会の焦点である軍拡、そして國民の福祉や教育等の必要経費を打ち切つて國民に大きな犠牲を強いるいわゆるに行革の一環であることは明らかであります。

このことは、政府もまた本法案が政策的な立場から出されたものであるということは認めておるのではありませんから、この点からいつでも明らかであります。

わが党は、從来から、法務省の予算については、

本改正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○高鳥委員長 次に、内閣提出、外国人登録法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、先ほど質疑を終了いたしました。

これより討論に入るのですが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

外国人登録法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○高鳥委員長 起立多数。よつて、本案は原案の採決いたしました。

○高鳥委員長 起立總員。よつて、本案は原案の採決いたしました。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高鳥委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高鳥委員長 次回は、明後三十日金曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十七分散会

○高鳥委員長 これより供託法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高鳥委員長 起立多数。よつて、本案は原案の採決すべきものと決しました。